

かすみがうら市週休2日制促進工事の方針について

市は、建設業界における担い手確保のための取組みの一環として、また、令和6年4月からの時間外労働の上限規制を踏まえ、休暇の拡大を促進するために実施する週休2日制促進工事（以下「週休2日促進工事」という。）の発注等に際し、「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」（以下「実施要領」という。）を準用し、令和7年4月1日以降に起工決議する工事から下記の方針で実施していきます。発注に際しては、入札公告及び特記仕様書に週休2日促進工事の発注方式を明示します。

準用要領	茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領
形式	<p>下記から選択するものとする。</p> <p>（1）完全週休2日制</p> <p><u>イ 対象期間</u> 工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止とした期間、夏季・年末年始休暇期間は除く。</p> <p><u>ロ 現場閉所対象日</u> 対象期間における全ての土曜日並びに日曜日とする。なお、受注者の都合により、土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。</p> <p>（2）4週8休制</p> <p><u>イ 対象期間</u> （1）イに同じ</p> <p><u>ロ 現場閉所対象日</u> 対象期間の月単位で28.5%（2／7）の現場閉所日とする。なお、月とは、対象期間内の月の最初の日曜日から、最後の日曜日が属する週の土曜日までをいう。また、受注者の都合により、設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定することとする。振替現場閉所日は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。</p>
週休2日促進工事の対象	現場作業を行う期間が1ヶ月以上と想定される工事は、原則すべてを週休2日促進工事の対象とする。ただし、やむを得ない事由により、週休2日促進工事を適用できないと発注者が判断する工事は対象外とする。

<p>週休2日促進工事の発注方式</p>	<p>(1) 発注者指定型 (発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注に際して、入札公告及び特記仕様書に発注者指定型である旨明示することとする。 ・契約後、受注者の希望に基づき、完全週休2日制又は4週8休制のいずれかの形式を受発注者協議により決定することとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。 ・発注時の予定価格算定にあたっては、別に定める経費補正等基準により経費補正等を行うこととする。 <p>(2) 受注者希望型 (受注者が週休2日に取り組むか否かを選択する方式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注に際して、入札公告及び特記仕様書に受注者希望型である旨明示することとする。 ・週休2日制に取り組む場合は、契約後、受注者の希望に基づき、完全週休2日制又は4週8休制のいずれかの形式を受発注者協議により決定することとする。なお、形式決定後の変更はできないものとする。 ・受発注者協議により週休2日制での施工が決定した場合は、茨城県が別に定める「週休2日制促進工事における経費補正等基準（一般土木工事編）」又は「週休2日制促進工事における経費補正等基準（営繕工事編）」により、設計変更することとする。 <p>※市の発注方式は、実施要領第5条第2項の規定に依らず、発注者指定型又は受注者希望型のいずれかとし、入札公告及び特記仕様書に発注方式を明示する。</p>
<p>実施工程の作成</p>	<p>完全週休2日制又は4週8休制での施工が決定した受注者は、工事着手までに実施工程を立て、監督員と協議すること。</p>